大桑村障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和８年７月１日制定

１　主旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条第１項の規定により、障がい者就労施設からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

２　用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

３　適用範囲

この方針の適用範囲は、大桑村並びに大桑村教育委員会に属する全組織（以下「庁内全組織」という。）とする。

４　担当窓口

この方針に係る担当窓口は、福祉健康課とする。

５　調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、村内の施設のほか木曽郡内の障害者優先調達推進法第２条第４項に規定する施設とし、物品等の調達が可能な施設とする。

６　調達物品等及び達成目標

区　分	種　別	年度目標額（千円）
物品	事務用品・小物類	１０
役務	資源回収事業	７４９
合　計　額		７５９

７　調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達は、次の方法により推進する。

(1) 障がい者就労施設等に対し、物品等の調達の推進に係る情報を随時提供する。

(2) 障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、庁内全組

織でその情報を共有する。

(3) 庁内全組織において、障がい者就労施設等への発注可能な物品等について十分検討する。

(4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しながら、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び大桑村財務規則（昭和 55 年規則第 7 号）の関係規定に留意し、随意契約などの簡易な手続きを活用しながら行う。

８　調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績は、全期（４月１日から３月 31 日まで）を 村ホームページ等を通じて公表する。